

文京区監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和8年8月19日

文京区監査委員 吉岡利行
同 松本理恵子
同 浅田保雄

1 審査の対象

令和7年度文京区内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和7年度文京区内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、文京区長が作成した報告書について、その評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い、審査をするものである。

3 審査の実施内容

報告書について、文京区長及び内部統制評価担当部署から報告を受け、文京区監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、定期監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 付言

今回の審査に関し、以下のとおり意見を付す。

報告書において、業務レベルの内部統制に係るリスク評価シートに記載したリスク対応策については、重大な不備には該当しないものの、整備上の不備が6件（5部署）、運用上の不備が延べ20部署で把握されている。これらの事例はもとより、過去に把握された不適切な事例も含めて、それらの発生要因の検証と具体的な再発防止策を全庁で共有し、以後同様の事案を繰り返し発生させることがないように内部統制に取り組まれない。

あわせて区は、これまでの内部統制制度の整備と運用に係る取組状況の蓄積を踏まえ、区役所内の職場環境の変化に適時適切に対応した上で、より実効性の高い内部統制の取

組を推し進めることで、事務の適正な執行の確保に努められたい。

以下、特に留意して取組を求める点等について述べる。

(1) 同様の事案が繰り返し発生していることについて

内部統制評価の過程で、個々の事案が重大な不備に該当するか否かを判断するための検討資料（「検討用シート」等）を確認すると、判断基準項目の一つである『同一部署において同様の不備が繰り返し発生している』欄に印が記載されているケースが少なからず見受けられる。また、リスク評価シートからも、同一部署における不備が同一年度に複数回又は複数年度以上連続して発生している状況が読み取れる。

内部統制制度の導入後6年以上が経過し、これまで蓄積された事例や取組等を踏まえ、リスク評価シートの活用について、より実践的に不備を解消すべく抜本的な対策を講じられたい。

(2) 個人情報の取扱いについて

内部統制の対象とする事務のうち個人情報に関する事務については、不適切な事例の発生頻度が高く、かつ、区民等関係者へ与える影響の度合いも大きいため、個人情報を取り扱う部署にあっては、より一層適切にリスク対応策を整備し、その対応策を確実に実行する運用が求められている。しかしながら、不適切な事例では、整備したリスク対応策を実践せず、その結果として事故が発生しているケースが散見される。改めて、個人情報の取扱いに係るリスク対応策を遵守することで、適正な業務遂行の確保と再発防止に取り組まれない。

また、委託事業者による個人情報の漏えい等の事故が依然として発生している。区の内部統制として、受託者に対する管理・監督のあり方を再確認することで、個人情報に係る業務の適正性の確保と再発防止に取り組まれない。

なお、区立学校における適切な個人情報管理の観点から、内部統制の整備及び運用における学校の位置付け及びその取扱いについて引き続きの検討が望まれる。

(3) 重大な不備に該当するかどうかの判断について

内部統制の重大な不備に該当するか否かの判断については改善が図られ、三つの観点と観点ごとの具体的な判断基準項目を明確化し、この基準項目に沿って判断されていることが確認できる。

しかしながら、判断プロセスにおいては、基準項目の該当性を判断材料とすることを基本としつつも、業務の特性による影響度や事務処理上の不適切性の深刻度など、質的な面からも事案について個別具体的な検証を行い、「区の信用を大きく失墜させるものであるか」という観点を十分に勘案した上で、総合的に判断されたい。

(4) 情報提供について

監査委員による適正な審査を行うため、評価手続が適時・適切に実施されたことを示す評価担当部署等による評価作業の実施記録及び個々の評価結果の根拠を表す文書等については、審査に必要かつ十分な範囲で引き続き提供されることをお願いしたい。

また、監査委員が適時・適切に重大な不備の早期改善又は是正を求めるため、運用上の不備に該当する事案又は運用上の不備に該当する可能性のある事案が発生した場合は、報道事例に該当するか否かにかかわらず、評価担当部署等から適宜、監査委員に全件報告されたい。